

# 流山市火災予防条例

資料 2

<p>(手数料)</p> <p>第 4 8 条 前条に規定する水張検査又は水圧検査を行ったときは、市長は当該検査の申出があった者から流山市手数料条例（平成 1 2 年流山市条例第 1 号）に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</p> <p>第 4 8 条の 2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反すると認めるときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</p> <p>3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 4 8 条 前条に規定する水張検査又は水圧検査を行ったときは、市長は当該検査の申出があった者から流山市手数料条例（平成 1 2 年流山市条例第 1 号）に定める額の手数料を徴収する。</p>
<p>(委任)</p> <p>第 4 9 条 この条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>第 7 章 罰則</p> <p>(罰則)</p>	<p>(委任)</p> <p>第 4 9 条 この条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>第 7 章 罰則</p> <p>(罰則)</p>